

平成29年太子町要領第6号

太子町広報紙及び町ウェブサイト広告掲載に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、太子町広告掲載取扱い要綱（平成29年太子町要綱62号。以下「要綱」という。）に基づき、太子町（以下「町」という。）が発行する太子町広報紙（以下「町広報」という。）及びインターネット上に公開している町ウェブサイトに掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 要綱第3条第1項並びに第2項に該当するものは、掲載しない。

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町ウェブサイトにより行う。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込み)

第4条 町広報紙及び町ウェブサイト広告に掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、太子町広報紙及び町ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、広告掲載月の前月の一日までに町長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第5条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、要綱第3条の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、太子町広報紙及び町ウェブサイト広告掲載申込に係る審査結果（通知）（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第6条 広告主は、町が指定する期日までに、広告原稿を電子媒体及び紙に印刷したもので町に提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に町と協議しなければならない。

(広告の規格等)

第7条 町広報に掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 大枠：天地5.6センチメートル×18.4センチメートル
小枠：天地5.6センチメートル×8.9センチメートル

- (2) 色 2色刷り

2 町ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとお

りとする。

(1) 大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル

(2) 画像形式 GIF形式（ただし、アニメーションGIFは不可）

(3) 容量 40KB以内

3 町ウェブサイトへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、バナー広告全体、または一部を高速に点滅させることは認めない。

5 町広報及び町ウェブサイトの広告の掲載位置、掲載順序は、町が指定する。

6 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

（広告の掲載期間等）

第8条 広告を掲載する町広報は、毎月1日に発行し、掲載期間は1ヶ月単位とする。

2 町ウェブサイト広告の掲載期間は、3ヶ月単位とする。

3 町ウェブサイト広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時を持って終了するものとする。

4 町ウェブサイト広告掲載期間中、町の都合により町ウェブサイトを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間について広告掲載を延長するものとする。

5 町長は、公職選挙法等に基づく公示（告示）期間中は町ウェブサイト広告掲載を中止することができる。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、町長が指定する納付書により、指定期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

（広告内容の責任）

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消）

第12条 町長は、町ウェブサイト及び町広報に掲載している広告が、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消す事ができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
 - (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
 - (3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
 - (4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申し込み時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると町長が判断したとき
 - (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると町長が判断したとき
- 2 前項の規定による広告掲載の取消により生じた広告主の損害については、町は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、町長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(広告掲載料の特例)

- 2 別表中町ウェブサイト掲載料に規定する町内の事業所等の広告掲載料については、令和7年5月1日から令和8年3月31日までの間0円とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第9条関係）

			料 金（税込み）
町ウェブサイト掲載料	3ヶ月	町内の事業所等	15,000円
		町外の実業所等	18,000円
	6ヶ月	町内の事業所等	27,000円
		町外の実業所等	32,400円
	12ヶ月	町内の事業所等	48,000円
		町外の実業所等	57,600円
町広報掲載料	大枠 （1ヶ月）	町内の事業所等	8,000円
		町外の実業所等	10,000円
	小枠 （1ヶ月）	町内の事業所等	4,000円
		町外の実業所等	5,000円

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

太 子 町 広 報 紙 及 び
町ウェブサイト広告掲載申込書

太子町長 様

(申込者)
住 所
氏名（名称）
電話番号

太子町の広報紙及び町ウェブサイトに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。なお、掲載が許可された場合は、太子町広告掲載取扱い要綱を遵守いたします。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日
希 望 媒 体	☐ 町広報紙 ☐ 町ウェブサイト
広 告 内 容 (ホームページ アドレス)	
業 種	
事 業 内 容	
添 付 書 類	
備 考	

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

太子町広報紙及び町ウェブサイト
広告掲載申込に係る審査結果（通知）

様

太子町長

年 月 日付けで提出された太子町広報紙及び町ウェブサイト
広告掲載の申し込みについて、下記のとおり通知します。

審査結果	☐ 掲載する ☐ 掲載しない
掲載できない理由	太子町広告掲載取扱い要綱第 条第 項の規定による。

※ 掲載する場合は下記のとおりとなります。

掲載期間	年 月 日から 年 月 日
料金（予定）	円
その他	・ 掲載に関しては太子町広告掲載取扱い要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。 （申込者のウェブサイトがリンクしているウェブサイトについても要綱の適用を受けますのでご了承ください。） ・ 広告内容等については、太子町政策総務部秘書政策課と協議してください。 ・ 広告掲載料については、指定期日までに納入してください。